

3 1 監査報告第8号  
令和元年11月28日

千葉県議会議長 岩井雅夫様  
千葉市長 熊谷俊人様

千葉県監査委員 大木正人  
同 宮原清貴  
同 森山和博  
同 三須和夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

# 財政援助団体等監査結果報告

## 第1 監査の対象

### 1 出資団体

- (1) 公益財団法人 千葉市教育振興財団（教育委員会事務局生涯学習部）

### 2 財政援助団体

- (1) 千葉市小中学校長学校運営協議会（教育委員会事務局学校教育部）  
千葉市小中学校長学校運営協議会補助金
- (2) 千葉市学校保健会（教育委員会事務局学校教育部）  
千葉市学校保健会事業補助金

### 3 公の施設の指定管理者

- (1) 公益財団法人 千葉市教育振興財団（教育委員会事務局生涯学習部）  
千葉市生涯学習センター  
千葉市公民館（47施設）

## 第2 監査の範囲

### 1 出資団体

平成30年度に執行した事業運営に係る出納その他の事務

### 2 財政援助団体

平成30年度の市からの財政的援助に係る出納その他の事務

### 3 公の施設の指定管理者

平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務

また、併せて所管部局の当該団体に対する財政的援助等に関する事務についても監査を実施した。

## 第3 監査の期間

令和元年8月1日から同年11月20日まで

## 第4 重点項目

### 1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。
- (4) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

### 2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。

(3) 補助金の経理が適正になされているか。

### 3 公の施設の指定管理者

(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。

(2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。

(3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

## 第5 監査の着眼点

上記の重点項目を踏まえ、主な着眼点を次のとおり設定した。

### 1 出資団体

項 目		着 眼 点
団体 関係	1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
	2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (2) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (3) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
	3 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	4 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
所管部局関係		(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

### 2 財政援助団体

項 目		着 眼 点
団体 関係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

団体関係 (続き)	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等は適切か。 (3) 補助金の精算報告は適切に行われているか。精算に伴う返還金の時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
所管部局関係		(1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

### 3 公の施設の指定管理者

項目		着眼点
団体関係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正に行われているか。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。 (5) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。 (2) 備品管理は適正に行われているか。 (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

所管部局関係	(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 基本協定等に規定する事項は適正に行われているか。 (3) 備品管理は適正に行われているか。 (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
--------	--

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

## 第6 監査の主な実施内容

監査は、千葉市監査執行規程に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の審査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

## 第7 監査の日程

日 付	内 容	
令和元年 6月 4日	監査実施通知	
令和元年 9月 3日	概況説明の聴取	令和元年度第6回監査委員会議
令和元年 11月 13日	復命及び品質管理に係る評価	令和元年度第9回監査委員会議

## 第8 監査の結果

対象団体の事務及び当該団体に関する所管部局の事務は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。所管部局においては、対象団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、対象団体においても適切な措置を講じられたい。

### 1 指摘事項

#### (1) 出資団体

ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団

(ア) 【団体】 予定価格を定めるべきもの

公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程第32条第2項によると、契約事務担当者は、概算価格20万円以上の契約の場合は予定価格を定めるとされている。

しかしながら、支出関係書類を確認したところ、修繕や委託の契約について、契約金額が20万円以上であっても予定価格を定めていないものが散見された。

教育振興財団は、財務規程に基づき予定価格を定められたい。

(イ) 【団体】 競争見積を実施すべきもの

公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程第34条第2項によると、随意契約

によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。なお、概算価格10万円未満の契約の場合は、運用により一者での随意契約を可能としている。

しかしながら、公民館に係る支出関係書類を確認したところ、一括発注が可能な案件であるが、一契約を10万円未満にして複数回発注している次に掲げる事例が散見された。

- a 同じ公民館で、同時期に同種の修繕が行われたが、同一業者に対し複数回に分けて発注しているもの。
- b 同じ公民館で、同時期に同種の物品を調達したが、同一業者に対し複数回に分けて発注しているもの。
- c 区内の複数の公民館で共通の委託が行われたが、公民館ごとに同一業者に対し個別に発注しているもの。

これらの事例については、一括発注し複数の者から見積書を徴することにより競争性が発揮されるとともに経費削減が期待できることから、教育振興財団は、発注方法を見直し財務規程に基づき競争見積を実施されたい。

(参考)

#### ①公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程

(契約担当者及び競争入札の原則)

第32条 契約は、理事長又は次表に定める者（以下「契約事務担当者」という。）でなければ、これを締結することができない。

事務局長
生涯学習センター所長
公民館管理室長
中核公民館館長
美術館館長
市民ギャラリー・いなげ所長

2 契約事務担当者は売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、あらかじめ契約を締結しようとする事項の予定価格を定め競争に付し、契約の目的に従って最高又は最低価格による入札者と契約しなければならない。ただし、概算価格20万円未満の契約の場合は、予定価格を省略することができる。

(随意契約)

第34条 第32条第2項の規定にかかわらず、競争に付することが不利と認められるとき及び次の各号に掲げる場合には、随意契約によることができる。

- (1) 不動産の買入れ等契約の性質又は目的が、競争入札に適さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (3) 時価に比して著しく有利な価格で契約の締結ができる見込のあるとき。
- (4) 売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が下表左欄に掲げる契約に応じ、同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

契約の種類	額
1. 工事又は製造の請負	250万円
2. 財産の買入れ	160万円
3. 物品の借入	80万円
4. 財産の売払い	50万円
5. 物件の貸付け	30万円
6. 1～5に掲げるもの以外のもの	100万円

- (5) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。  
(6) 落札者が契約を締結しないとき。  
(7) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから業務の提供を受ける契約をするとき。
- 2 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便葉書その他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき、契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認めるときは、この限りでない。

## (2) 財政援助団体

### ア 千葉市学校保健会

(ア)【所管部局】補助金の交付申請及び実績報告に係る書類を適正に作成すべきもの

「補助金の執行事務の適正化について」（平成17年5月12日付け財政部長通知）によると、補助金の交付決定及び額の確定における補助金額の算定については、補助対象経費の項目及び項目毎の金額を明らかにすることとされている。

しかしながら、千葉市学校保健会事業補助金においては、補助金額には影響はなかったものの、補助金の交付申請及び実績報告時に提出された収支予算書及び収支決算書に、補助金交付団体の事業費が同補助金交付要綱に規定されているどの補助対象経費に該当するのか記載されていなかったにもかかわらず、補助金交付団体に修正を求めることなく書類を受理し、補助金を交付していた。

所管部局は、通知等に基づき、補助金の交付決定及び額の確定審査を適正に行われたい。

(参考)

①「補助金の執行事務の適正化について」（平成17年5月12日付け財政部長通知）

#### Ⅲ 補助金額の算定について

(1) 補助金額の算定については、以下の点を明らかにするとともに、交付決定及び補助金額の確定に係る決裁に明記すること

①補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額 ②補助率（補助対象経費と補助額の比率）

## ② 千葉市学校保健会事業補助金交付要綱

(補助事業)	
第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。	
(1) 学校保健等の調査研究に関するもの	
(2) 学校保健等の講習会及び講演会の開催に関するもの	
(3) 健歯児童等の表彰その他児童及び生徒の健康の維持及び増進に関するもの	
(4) その他市長が必要と認める事業	
(補助対象経費等)	
第3条 補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。	
別表	
補助対象経費	補助率
消耗品費 通信運搬費 印刷製本費 旅費 食糧費 使用料及び賃借料 備品費 委託料 報償費 負担金 参加費 雑費	補助対象経費(補助対象経費について、他の補助金その他の収入金がある場合には、これを控除するものとする。)の10分の10以下

## ③ 提出書類の概要（抜粋：実績報告書類 平成30年度決算書（事業費））

			(単位：円)
科 目		30年度決算	
事業費	学校歯科保健推進事業	60,000	※2条3号
	健康教育研究指定校研究補助事業	30,000	
	調査研究事業	59,945	※2条1号
	講演会事業	20,920	※2条2号
	学校保健啓発事業	496,852	※2条3号
	子どもの健康を守る専門家派遣事業	340,000	※2条2号
	研究大会等派遣事業	255,030	※2条1号
学校保健・安全・給食研究推進委託事業	250,000		
※：補助金交付要綱第2条の補助事業			

### (3) 公の施設の指定管理者

#### ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団

##### (ア) 【団体】 特定建築物等の定期点検を適正に行うべきもの

【所管部局】 定期点検の実施状況を確認するとともに指定管理者に指導すべきもの

建築基準法第12条は、建築主事を置く市町村が所有し又は管理する特定建築物及び建築物の特定建築設備等について、定期に点検を実施することを義務付けている。

建築基準法第12条に基づく定期点検の対象館は、所管部局が作成した「千葉市公民館管理運営の基準」において、白井公民館及び打瀬公民館である旨記載されており、指定管理者が作成した「千葉市公民館の平成30年度事業計画書」でも、両館を同条に基づく定期点検の実施対象としている。

しかしながら、指定管理者が作成した「月次事業報告書」を確認したところ、両館共にこの点検を実施していなかった。

教育振興財団は、管理運営の基準及び事業計画に基づき定期点検を適正に行われたい。

建築基準法第12条の点検は、多数の者が利用する用途及び規模の建築物について安全を確保するために行うものであることから、所管部局は、定期点検が適正に行われるよう「月次事業報告書」等により実施状況を確認するとともに、指定管理者に対し必要な指導を行われたい。

(参考)

#### ①建築基準法（昭和25年法律第201号）

##### 第12条（報告検査等）

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、当該特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

◆特定建築設備等…昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。

#### ②建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）

##### 第5条の2（国の機関の長等による建築物の点検）

1 法第12条第2項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

##### 第6条の2（国の機関の長等による建築設備等の点検）

1 法第12条第4項（法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）の点検（次項において単に「点検」という。）は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして一年（ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年）以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

(イ) 【団体】再委託の手続を適正に行うべきもの

【所管部局】基本協定書に定める手続が適正に行われるよう指定管理者に指導すべきもの

千葉市公民館の管理に関する基本協定書第17条第2項によると、指定管理者は、あらかじめ文書による市の承諾を得て再委託をすることができるとされている。

しかしながら、千葉市公民館の管理業務については、清掃業務、人的警備業務及び機械警備業務を再委託していたが、市の事前承諾を受けていなかった。

なお、所管部局は、モニタリングにより清掃業務や警備業務の再委託が行われていることを把握していたにもかかわらず、基本協定書に基づく指導を行っていなかった。

教育振興財団は、基本協定書に基づき再委託の手続を適正に行われたい。

所管部局は、基本協定書に定める手続が適正に行われるよう指定管理者に対し指導されたい。

(参考)

①千葉市公民館の管理に関する基本協定書

(再委託等)

第17条 乙は、管理業務の全部又は大部分若しくは重要な部分を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託してはならない。

2 乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得て、かつ、前項の規定及び関係法令等の許容する範囲内において管理業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任し、若しくは委託すること（以下この条において「再委託等」という。）ができる。

3～6 (略)

## 2 意見

### (1) 出資団体

#### ア 公益財団法人 千葉市教育振興財団

##### (ア) 【団体】 職員研修やチェック機能について検討すべきもの

公益財団法人千葉市教育振興財団は、平成30年度に公民館の指定管理業務が加わり、その業務量及び職員数は大幅に増加した。教育振興財団では、公民館新任職員に対する研修を行っているが、今回の監査において、支出関係書類を確認したところ、複数の公民館において、財務規程に基づく事務が適正に行われていない事例が散見された。

このことは、組織が拡大した初年度であることに加え、出納事務の多くが区の中核公民館で完結するため、チェック機能が働きづらいことも一要因であると考ええる。

教育振興財団は、職員が適切な出納事務を行えるよう研修内容を工夫するとともに、チェック機能を働かせるための方策について検討されたい。

##### (イ) 【団体】 検査の仕組みを見直すべきもの

公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程第37条第1項によると、契約事務担当者は、契約の適正な履行を確保するため必要な検査をしなければならないとされ、同財務規程第32条第1項により、公民館の契約事務担当者は中核公民館館長であるとされている。

しかしながら、地区公民館の消耗品の納品及び修繕や委託の完了の確認は、地区公民館職員が行っており、中核公民館館長は現物等を確認することなく、納品書や完了報告書などの書類及び地区公民館職員からの報告を基に検査を行っていた。

教育振興財団は、契約の適正な履行を確保するため、検査の仕組みを見直されたい。

#### (参考)

##### ①公益財団法人千葉市教育振興財団財務規程

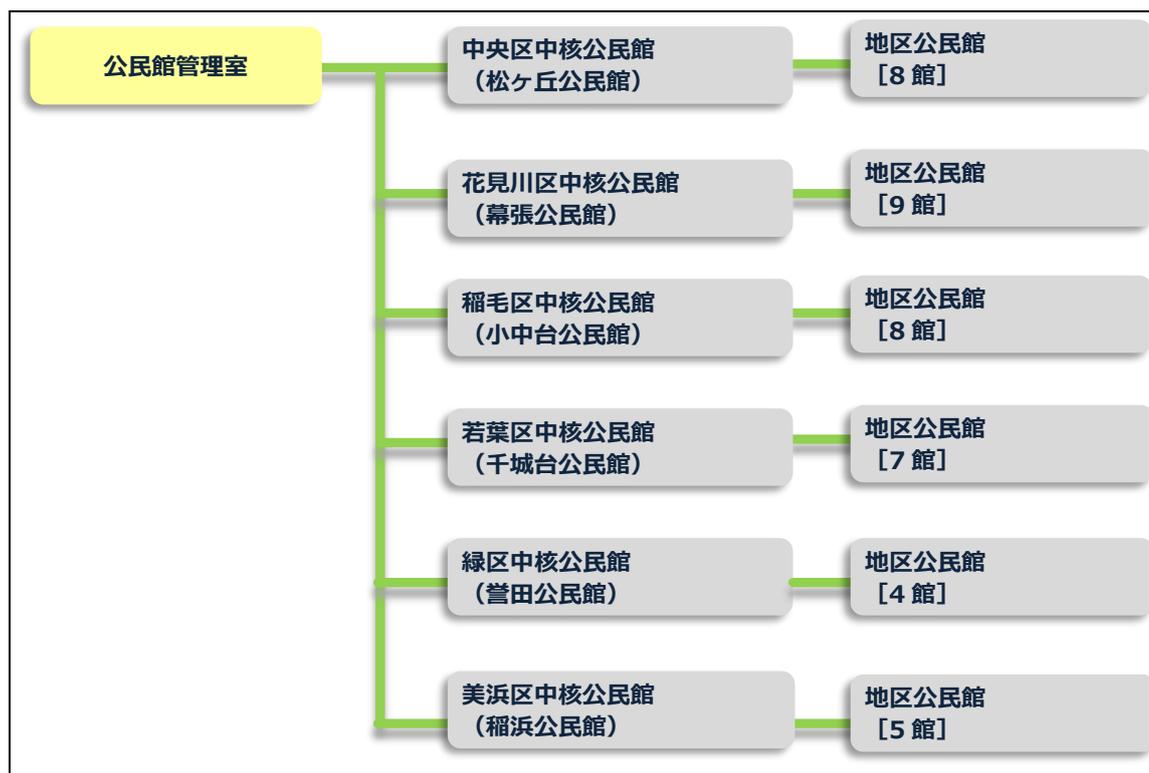
###### (契約履行の確保)

第37条 契約事務担当者は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督、又は検査をしなければならない。

2 契約事務担当者は、検査を完了したときはその内容を記載した文書を作成しなければならない。ただし、契約金額が100万円を超えないものについては請求書又は、これに替わるべき書類に検査済の旨を付記して当該文書の作成を省略することができる。

3 契約事務担当者が不在の時は、事務局長補佐、所長補佐、管理室長補佐、副館長（中核公民館副館長に限る。）又は事務長が契約履行の確保に係る事務を行うことができる。

②公民館の組織(概況説明資料「組織及び職員」令和元年7月1日現在より作図)



(2) 財政援助団体

ア 千葉市小中学校長学校運営協議会

(ア) 【所管部局】 補助金のあり方について検討すべきもの

千葉市小中学校長学校運営協議会補助金は、千葉市立小学校、中学校及び養護学校の校長により組織される「千葉市小中学校長学校運営協議会」(以下「運営協議会」という。)に対し、市がその運営に要する経費を補助するものとされている。

今回の監査において、運営協議会に交付した補助金の使途を確認したところ、主に、全国や政令指定都市規模で開催される校長会主催の研修会に、市職員である校長が参加するための負担金等の、研修に係る経費の支出にあてられていた。

所管部局においては、当該研修に係る経費について、市が負担することが妥当なものかどうかを精査し、妥当なものについては直接市が公費で支出するなど、運営協議会への補助金のあり方について検討されたい。

### (3) その他の事務

#### ア 【制度所管部局】 備品の取扱いについて検討すべきもの

今回の監査において、指定管理者の支出関係書類を確認したところ、公民館における調達物品の一部に資本的支出が含まれていた。

指定管理者等が行う修繕については、「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」（平成28年3月30日付け情報経営部長・財政部長通知）において、「施設管理者がその費用負担により施設や設備の更新、大規模な改修工事等を実施した場合、当該費用が施設管理者の会計上固定資産に計上され、市有施設の一部に施設管理者の所有権が成立するおそれや、法律上の所有権の帰属と会計上の処理の関係が複雑となるおそれもある。」として、資本的支出を伴う修繕は市において予算化の上、実施するとの取扱いが定められている。

一方、備品については、「千葉市指定管理者制度運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」（平成27年3月）において、「指定管理者が備品等を調達する場合は、後の紛争を避ける必要があり、また、当該備品等が固定資産税の課税対象となることも考えられることから、その所有権が、市・指定管理者のいずれに帰属するかをあらかじめ明確にする必要がある。」との記載はあるものの、修繕のような明確な取扱いは定められていない。

指定管理者制度所管部局にあっては、指定管理料を財源として調達する備品の取扱いについて、来年度に多くの指定管理者の再選定が予定されていることから、早急にガイドラインを改訂されたい。

なお、発注者である市と受注者である指定管理者とでは備品の定義が異なることが想定される。このため、管理運営の基準や選定関係書類に記載されている備品について、その定義を明確にし、所管部局が容易に判別できるよう対応されたい。

## 参考：監査対象団体の概要

### 1 出資団体

(1) 公益財団法人 千葉市教育振興財団

ア 設立年月日 平成7年4月1日

イ 設立目的 市民のため、教育及び文化に関する事業を総合的に振興することにより、心豊かで活力に満ちた市民生活の向上に寄与することを目的とする。

ウ 所在地 千葉市中央区弁天3丁目7番7号

エ 代表者 理事長 河野 正行

オ 基本財産 215,000千円（千葉市出捐額200,000千円）

カ 事業内容

(ア) 千葉市生涯学習センター管理運営事業

(イ) 千葉市公民館管理運営事業

(ウ) 千葉市美術館管理運営事業

(エ) 千葉市民ギャラリー・いなげ管理運営事業

(オ) 埋蔵文化財の保護及び調査並びに普及啓発に関する事業

キ 組織及び職員内訳（令和元年7月1日現在）

常勤役員 2人（理事長1人、常務理事1人）  
 財団正規職員 47人（市派遣3人、団体独自44人）  
 任期付・契約職員 80人（任期付18人、契約62人）  
 非常勤嘱託員 78人  
 計 207人 ※非常勤職員 172人

**評 議 員 会**  
 評議員 8人

**理 事 会**  
 理事 8人 監事 2人  
 理事長 1人（常勤）  
 常務理事 1人（常勤）  
 理事 6人

**事 務 局**  
 9人（団体独自7人、非常勤嘱託員2人） 非常勤職員7人（うち埋蔵文化財調査担当6人）  
 ※事務局長（常務理事）を除く  
 事務局長（常務理事） 1人 事務局長次長兼補佐（1人） 主査（1人） 職員（3人） 非常勤嘱託員（1人）  
 （埋蔵文化財調査担当）  
 主査（1人） 主事（1人） 非常勤嘱託員（1人）

**生 涯 学 習 セ ン タ ー**  
 34人（団体独自8人、契約職員8人、非常勤嘱託員18人） 非常勤職員7人  
 所長（契約職員） 1人 所長補佐（1人） 管理グループマネージャー（非常勤嘱託員）（1人） 管理グループ（3人）  
 学習支援グループマネージャー（1人） 学習支援グループ（5人） 非常勤嘱託員（7人）  
 学習推進グループマネージャー（1人） 学習推進グループ（4人） 非常勤嘱託員（10人）

**公 民 館**  
 141人（派遣1人、団体独自18人、任期付職員18人、契約職員50人、非常勤嘱託員54人） 非常勤職員147人  
**公民館管理室**  
 8人（派遣1人、団体独自4人、契約職員2人、非常勤嘱託員1人）  
 室長（契約職員） 1人 室長補佐（1人） 職員（5人） 非常勤嘱託員（1人）

**公民館（47館）【別紙】**  
 133人（団体独自14人、任期付職員18人、契約職員48人、非常勤嘱託員53人） 非常勤職員147人

**美 術 館**  
 18人（派遣2人、団体独自11人、契約職員2人、非常勤嘱託員3人） 非常勤職員8人  
 館長（非常勤嘱託員） 1人 副館長（1人） 事務長（契約職員） 1人 管理グループマネージャー（1人） 管理グループ（3人） 非常勤嘱託員（1人）  
 学芸課長（副館長） 学芸第1グループマネージャー（1人） 学芸第1グループ（2人）  
 学芸第2グループマネージャー（1人） 学芸第2グループ（1人）  
 学芸第3グループマネージャー（1人） 学芸第3グループ（3人） 非常勤嘱託員（1人）

**市民ギャラリー・いなげ**  
 3人（契約職員2人、非常勤嘱託員1人） 非常勤職員3人  
 所長（契約職員） 1人 職員（1人） 非常勤嘱託員（1人）

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

損益計算書（正味財産増減計算書）

（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

（単位：千円）

科目	平成30年度	平成29年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
経常収益	2,301,486	979,062	1,322,424
経常費用	2,256,825	998,891	1,257,934
当期経常増減額	44,661	△19,829	64,490
経常外増減の部	0	0	0
当期一般正味財産増減額	44,661	△19,829	64,490
一般正味財産期首残高	147,848	168,759	△20,911
一般正味財産期末残高	192,440	147,848	44,591
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	215,000	215,000	0
指定正味財産期末残高	215,000	215,000	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>407,440</b>	<b>362,848</b>	<b>44,591</b>

(イ) 財政状態

貸借対照表

（平成31年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	平成30年度	平成29年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産	477,385	279,425	197,960
2 固定資産小計			
2-1 基本財産	215,000	215,000	0
2-2 特定資産	124,830	160,125	△35,295
2-3 その他固定資産	177,418	104,276	73,143
<b>資産合計</b>	<b>994,634</b>	<b>758,825</b>	<b>235,808</b>
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債	378,087	168,575	209,512
2 固定負債	209,107	227,402	△18,296
<b>負債合計</b>	<b>587,194</b>	<b>395,977</b>	<b>191,217</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産	215,000	215,000	0
2 一般正味財産	192,440	147,848	44,591
<b>正味財産合計</b>	<b>407,440</b>	<b>362,848</b>	<b>44,591</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>994,634</b>	<b>758,825</b>	<b>235,808</b>

## 2 財政援助団体

### (1) 千葉県小中学校長学校運営協議会

- ア 設立年月日 平成5年4月9日
- イ 設立目的 校長としての職能の向上、学校運営に関する調査研究を行い、各学校運営の充実を図るとともに本市教育の振興と発展に寄与することを目的とする。
- ウ 所在地 千葉県美浜区高浜3丁目1番3号
- エ 代表者 会長 大井 力
- オ 事業内容
- (ア) 学校運営に関する協議・連絡調整
  - (イ) 学校運営に関する調査・研究
  - (ウ) 学校運営に関する研修
  - (エ) 教育関係機関・諸団体との連絡調整
  - (オ) その他、目的を達成するために必要な事業
- カ 対象補助金 千葉県小中学校長学校運営協議会補助金  
1, 200, 000円

### (2) 千葉県学校保健会

- ア 設立年月日 昭和23年10月
- イ 設立目的 本会は、千葉県における学校保健・安全・給食の研究及び普及充実を図り、併せて児童・生徒の健康増進を図ることを目的とする。
- ウ 所在地 千葉県中央区問屋町1-35ポートサイドタワー11階  
千葉県教育委員会学校教育部保健体育課内
- エ 代表者 会長 太田 文夫
- オ 事業内容
- (ア) 学校保健等に関する研究調査及び研修
  - (イ) 学校保健等の関係者の指導及び研修
  - (ウ) 児童及び生徒の健康の維持及び増進に関するもの
  - (エ) 学校保健等に関する事業の企画及び運営
  - (オ) 日本学校保健会、県学校保健会、給食会及び関係団体との連絡
  - (カ) その他、本会の目的を達するに必要と認めた事項
- カ 対象補助金 千葉県学校保健会事業補助金  
1, 205, 000円

### 3 公の施設の指定管理者

#### (1) 公益財団法人 千葉市教育振興財団

ア 団体概要 団体概要については、1－(1) 参照

イ 公の施設名

(ア) 千葉市生涯学習センター

a 指定期間 平成28年4月1日～令和3年3月31日

b 指定管理委託料 555,436,000円

c 施設の概要

区 分	概 要
敷 地 面 積	13,308.59㎡ (中央図書館の敷地面積を含む。)
建 築 構 造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造(地上3階、地下2階建)
延 床 面 積	19,639.03㎡ (中央図書館及び共通利用部分の延床面積を含む。)
施 設 内 容	1階：アトリウムガーデン843㎡ エントランスホール 351㎡ 生涯学習広場(案内・相談スタッフルーム 含む)256㎡、カフェ148㎡、休憩コーナー65㎡ 他 2階：ホール1,063㎡、調査・調査室183㎡、企画スタッ フルーム114㎡ 他 3階：研修室(1～3)206㎡、大研修室194㎡、食文化研修 室94㎡、工芸研修室83㎡、和室65㎡、特別会議 室136㎡、ワーキングルーム40㎡、プレイルーム 88㎡、小会議室43㎡、展示ホール119㎡、事務室 136㎡ 他 地下1階：ラウンジ・ポケットパーク263㎡、小ホール 120㎡、パソコン学習室126㎡、スタジオ62 ㎡、多目的室43㎡、音楽スタジオ101㎡、映 像音声加工編集ブース142㎡ 他
休 館 日 等	休館日：第4月曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12月29日～翌年1月3日) 開館時間：9：00～21：00

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設維持管理 業務	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、警 備業務、植栽維持管理業務、環境衛生管理業務、備品等保守 管理業務
生涯学習事業 に関する業務	生涯学習に関する情報の収集・提供及び生涯学習相談事業、 生涯学習に関する講座、講演会等の開催事業、指導者等養成 事業、生涯学習に関する調査及び研究事業、メディア学習に 関する事業、生涯学習活動の支援に関する事業

施設運營業務	施設貸出業務、駐車場使用料徴収・納入業務
自主事業	講座・イベントの企画・誘致業務事業、物販事業

(イ) 千葉市公民館（４７施設）

- a 指定期間 平成３０年４月１日～令和５年３月３１日
- b 指定管理委託料 １，２８７，２２３，０００円
- c 施設の概要 別紙参照
- d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設維持管理業務	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、警備業務、植栽維持管理業務、環境衛生管理業務、備品等保守管理業務
社会教育事業に関する業務	社会教育に関する情報の収集・提供及び学習相談事業、社会教育に関する講座・教室・諸集会等の開催事業、指導者等養成事業、社会教育活動の支援に関する事業、図書室の管理・運営に関する事業
施設運營業務	施設貸出業務
利用者等の懇談会	公民館運営審議会運営・開催支援、公民館利用者・地域団体・学校の代表者等による懇談会
自主事業	講座・イベントの企画・誘致業務事業